

## 総論－近づく年金時代－

### 附録 用語の解説

#### ○1万円年金・2万円年金

---

厚生年金および国民年金については、およそ5年ごとに財政再計算を行なったうえで年金水準の大幅引上げを目途とする大幅な制度改正を実施するのを例としてきている。昭和40年(国民年金は41年)および44年の大改正がそれである。

過去の二度の大改正においては、いずれも一定のモデルを想定してこのモデルの年金額を1万円又は2万円とするように改正内容を仕組んだ。

「1万円年金」は、老齢年金の資格期間の最短である加入期間20年(国民年金は25年)の老齢年金受給者の制度的な年金額を月額1万円(国民年金では夫婦あわせて1万円)とするという考え方である。

「2万円年金」は、厚生年金については昭和45年10月に退職して新たに老齢年金を受けることとなる加入期間20年以上の男子(妻のある場合)の標準的な年金額(加入期間平均24年4月,平均標準報酬月額38,069円)を月額2万円とし、国民年金については加入期間25年以上の夫婦(夫は所得比例制に加入)2人分の年金額を月額2万円とするという考え方である。

---

## 総論－近づく年金時代－

### 附録 用語の解説

#### ○企業年金

---

一般に企業が従業員を対象として行なう年金制度を指し、退職年金あるいは職域年金などの名称で呼ばれることもある。年金の原資は、企業が全額負担する場合と従業員にも一部負担させる場合とがある。一般に原資は企業外の専門機関によって管理、運用され、従業員の利益の保護が図られることが多い。

公的年金制度によって満たされない特殊なニーズに即応し、不足した部分を補うものとして設けられるものが多い。

わが国の代表的な企業年金としては、国税庁長官の承認を受けて行なう適格退職年金がある。また、厚生年金の老齢年金の報酬比例部分を政府に代って実施するとともに、さらに手厚い給付を行なうことを目的として厚生大臣の認可を受けて設立される特殊な企業年金として厚生年金基金がある。

---

## 総論－近づく年金時代－

### 附録 用語の解説

#### ○経過年金

---

年金受給のために長期の加入を要件とする年金制度においても、制度発足当初すでに高齢であるためこの要件をみたし得ない人々のために特例的に加入期間を短縮する措置がとられることが多い。この特例的に短期の加入期間で支給される年金を経過年金という。国民年金の10年年金などがこれである(国民年金の本来の資格期間は25年)。経過年金の額は本来の長期加入者の年金額より低いのが通例である。

---

## 総論－近づく年金時代－

### 附録 用語の解説

#### ○財政再計年期

---

年金制度の財政は、被保険者の保険料、そして被用者保険の場合には使用者の保険料と国庫負担でまかなわれているので、これらが支出(年金給付費用)とつり合うように見込みをたてる必要がある。

このためには、老人の寿命、障害の発生率、被保険者の所得等さまざまな要素を考慮しなければならない。たとえば、寿命が伸びれば、給付費用は多くかかるようになるからである。

したがって、ある時点で年金の給付費用と保険料が相つぐなうようになっていても、その後に先に述べたような諸要素が変動すれば、収支の均衡がくずれることにもなる。そのため、国民年金や厚生年金では、少なくとも5年毎に財政の見直しを行なうように義務づけられている。この見直しの時期を「財政再計算期」と呼び、これまでの例では、これを契機として制度改善が行なわれてきた。

---

## 総論－近づく年金時代－

### 附録 用語の解説

#### ○裁定

---

年金制度に加入していた人が、老齢に達したり、障害になったりして年金の請求を行なった場合に、過去の保険料の納め具合や現在の年齢や、けがをした場合には障害程度など定められた資格要件に合致しているか否かを判定をして、「これこれの額の年金の受給権がある」と決定することを「裁定」という。

また、スライド制などの議論をする場合には、ある時点でみて、その時点で新たに決定される年金を「新規裁定年金」、その時点以前に裁定が行なわれているものを「既裁定年金」と呼んで区別する。すなわち、昭和47年度に支給される年金には、昭和46年以前に裁定されていた「既裁定年金」と、今年になって裁定された「新規裁定年金」とがある。

---

## 総論－近づく年金時代－

### 附録 用語の解説

#### ○従前所得

---

年金額の水準についての一つの考え方として、退職後も従来の生活水準を急激に変化させることは極めて困難だから年金額は各人の過去の生活水準を反映したものであることが望ましいという考え方がある。一般に報酬比例方式の年金制度はこの考え方に立っているものが多い。

この年金額を算定する場合に考慮される「各人の過去の生活水準」をあらわすものを「従前所得」といっている。

標準報酬制をとる制度においては、各人の過去の標準報酬が、「従前所得」とされるが、この場合、退職直前の一定期間(1年とか3年とか)の平均をとる又は全期間の平均をとるなどいくつかの方式がある。

---

## 総論－近づく年金時代－

### 附録 用語の解説

#### ○受給権者と受給者

---

年金を受ける権利を持っている者を受給権者といい、現に年金が支給されている者を受給者という。この両者を区別する必要があるのは、権利はあっても全額支給停止されている場合があるためである。すなわち、同一人が老齢年金と障害年金の権利を持っているときは、どちらかが全額支給停止される。また、福祉年金については、所得が高い場合にも支給停止される。

---

## 総論－近づく年金時代－

### 附録 用語の解説

#### ○年金の成熟

---

拠出制の年金制度においては、一般に年金受給のために相当長期間の加入が要件とされる。このため制度発足当初は加入者に比べ受給者は少ないが、時の経過とともにその比率は高まり長年月を経たのちほぼ安定した状態に達する。また、通常、年金額は加入期間に応じて算定されるのでこれと受給者の増加とあいまって年金総給付費もほぼ同様の推移をたどる。

西欧諸国の年金制度は歴史が古く、受給者や年金総給付費の比率も高く、成熟期に到達しているといわれる。

これに対し、わが国では昭和36年に国民皆年金が実現したこともあり年金の歴史が浅く、また高齢人口もまだ少ないため、現在は未成熟な状態にあるが、およそ30年後に現在の西欧なみの成熟状態に達するものと予想されている。

---



## 総論－近づく年金時代－

### 附録 用語の解説

#### ○標準報酬

---

厚生年金と船員保険で年金や保険料の額の計算に使っている標準報酬とは、加入者が現実にもらっている賃金、俸給その他の報酬を何等級かの等級に区分し、格付けすることによって、何十何円という端数のある実際の報酬を事務の簡素化を図る見地から千円単位の単純な額とみなして取り扱う制度である。

たとえば厚生年金で現実の報酬額が54,000円以上58,000円未満の場合、標準報酬月額は一律に56,000円と定められる。

現在厚生年金では10,000円から134,000円までの33等級、船員保険では12,000円から150,000円までの34等級に分れている。

なお、標準報酬は年金額の計算の基礎ともなるのでその上・下限をどのように決めるかは年金の水準にも影響する。

---

## 総論－近づく年金時代－

### 附録 用語の解説

#### ○平均標準報酬月額

---

ある人の加入中の毎月の標準報酬の合計を加入期間の月数で割り算したものがこの平均標準報酬月額で、年金額を計算するときの基礎とされる。

なお、現在の全被保険者の標準報酬月額の平均額を、被保険者の平均標準報酬月額ということもある。

---